

## 令和8年度 「きずな」の制度内容についてのお知らせ

本年度は制度発足50周年を迎える、制度設計についても大きな変更がございます。

### 1. 今年度の変更点

- ・きずな（生命保険部分）の災害保障特約を解約し、当特約分の掛金が不要になります。（下記3.をご確認ください）
- ・きずなに「こども育英年金コース」ができました。お子さまがいらっしゃる方は必ずご確認ください。
- ・きずなに新コース（H1コース）を増設いたしました。
- ・きずなプラスに新コース（20コース）を増設いたしました。年金受取期間を5年から10年に延長でります。

### 2. 責任開始期（加入日）

令和8年 7月 1日（水）

※制度内容等詳細はデジタルパンフレットをご覧ください。

<https://digital-pamphlet.jp/008/a.pdf>

### 3. 災害保障特約解約に伴う重要なお知らせ

令和8年7月更新にて「きずな（生命保険部分）」の「災害保障特約」は解約となります。

本特約における、令和8年7月1日以降発生の事故を原因とする「災害保険金（死亡・高度障害のとき）」「障害給付金（身体障害のとき）」「入院給付金（5日以上の入院のとき）」のご請求についてはお支払い対象外となります。契約変更に伴い、月額掛金が変更となりますので、詳細はデジタルパンフレットおよび各ご案内資料にてご確認のうえ、内容変更の場合は必ず加入申込書を申込締切日までにご提出ください。なお、加入申込書のご提出がない場合は、災害保障特約を解約した内容で自動継続となります。災害保障特約の保障の終了に伴い、加入継続を希望されない場合は、加入申込書にて脱退の手続きが必要となりますので、申込締切日までに加入申込書をご提出ください。

※デジタルパンフレットP21、22にその他の注意事項を記載していますので必ずご確認ください。

※きずなを脱退した場合、きずなプラス・総合医療保障コースも脱退となります。

※「きずな（損害保険部分）」（入院保険金・手術保険金・通院保険金など）に契約変更はありません。

※現在付加されている「災害保障特約」の保障内容については、別制度「団体傷害補償制度」にて補完することも可能です。ご検討ください。